

表彰名・推薦時期		表彰対象者、要件		受賞者(数字は年度〔平成・令和〕)			
1	(8月下旬頃) 【東京都農業会議】 企業の農業経営顕彰 推薦【第60回】 R2年8月31日	以下の要件を備え、企業化を目指す農業者の地域経営改善目標としてふさわしい経営であること。 ① 過去7年以上、当該農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者であること。 ② 年間農業収入(売上高)が概ね500万円以上で、かつ農業部門で利益を生じていること。 ③ 簿記記帳や作業日誌等の経営記録がなされており、経営能力が優れていること。 ④ 経営に安定性、継続性があり、経営改善計画を有すること。 ⑤ 造園及び農産物の加工も行う経営については、生産と一体的になっている個人の経営とする。 法人経営、集団活動についても推薦可能(別途基準による)		15 岡部 由弥 15 相田 敏雄 17 貫井 正美 17 野口 秀晶 18 本橋 兵庫 19 岩崎 和夫 20 本橋 浅男 21 濱中昇・洋子	22 蓮見元彦・和子 23 下田茂昭・澄江 25 保谷 伊佐男 26 大谷勝・まさ子 27 本橋昭治・さよ子 28 貫井耕一・陽子 29 田倉寿治・由祈子 30 富岡 誠一	01 矢ヶ崎 宏行・美喜代 02 蓮見 一夫	
2	(7月下旬頃) 【東京都農業会議】 農業後継者顕彰 推薦【第40回】 R2年7月31日	以下の要件を備えた農業経営者で、他の模範となる者であること。 ① 年齢要件 39歳以下(生年月日が昭和56年4月2日以降) ② 就農後年数要件 本格的に就農してから3年以上経過。ただし39歳の候補者は2年以上。 ③ 経営に関する要件(アまたはイに該当) ア 対象者の家の年間農業収入(売上高)が概ね500万円以上で、かつ農業部門で利益を生じていること。 イ 本人が認定農業者又は認定新規就農者。あるいは、家族が認定農業者で、本人もいずれ認定農業者又は認定新規就農者になることが見込まれること。 ④ 経営における役割に関する要件(アまたはイに該当) ア 経営を全面的に任されているか、又は農業所得の申告名義人であるなど、農業経営の中心となっている者。 イ 経営分担・作業分担を行うなど、経営の近代化を目標に家族経営協定について家族内で具体的な話し合いが行われていること。 ⑤ 地域活動に関する要件 地域の後継者組織や地域活動に参加し、その活動の推進力として実績があること。		13 本橋 利容 15 濱野 寿男 17 濱中 昇一 17 土方 功 18 鶴野 純一 19 櫻井 篤史 20 鈴木 智博 21 新倉 大次郎 22 尾林長承・古豊美 23 田倉寿治・由祈子 24 貫井慎介・恭子 27 相田 健吾・藍	28 小峯 邦夫 29 新倉 恭治 30 矢ヶ崎 泰幸 01 本橋 保昭 02 植島 春樹		
3	(6月下旬頃) 東京都農林水産振興財団 新規就業者奨励賞 推薦【令和2年度】 R2年7月1日	前年度に新規就業した農林水産業者(配偶者、法人への就職者も含む)で、以下の要件を満たす。 ① 東京都内の農林水産業者 ② 将来にわたって農林水産業に就業する意欲があると認められること。 ③ 原則として新規就業者の動向・実態に関する調査の各項目に回答があった者 ※例年10月1日交付、市から自宅に送付。写真とコメント必要(農業委員会日より掲載用、表彰式・祝賀会なし)。		26 安田 弘貴 28 下田 直広 29 岩崎 亮介 30 大谷 光康 30 都築 寿夫	01 下田 将人 02 小林 大輔 02 保谷 優貴		
4	(11月下旬頃) 【東京都農業会議】 農業委員会等功労者 農業功労者表彰 推薦【令和2年度】 R2年11月29日	「I 農業委員会等功労者」(表彰) 農業委員会会長12年、委員15年、職員15年(感謝状) 職員5年 「II 農業功労者」(感謝状) ① 地域農業の振興に貢献された農業者であること。 ② 農業者グループ活動や経営者運動の活動で功労のあった農業者であること。 ③ 年齢が60歳以上であること。 各市町村1名	I 農業委員会等功労者 01 村田 秀夫 01 小平 莉愛 02 永井 夏織	II 農業功労者/感謝状 17 岡部 長敬 18 高橋 慶司 19 土方 元光 20 都築 信一 21 濱野 守 22 本橋 昶彦	23 本橋 英次 25 高田 兼二 26 井田 武重 27 保谷 千代松 28 小林 和子 29 保谷 雅治 30 濱野 喜美江	01 保谷 武尚 02 蓮見 伸一	
5	(12月上旬頃) 【北多摩地区農業委員会 連合会】 優秀農業経営者表彰 推薦【令和2年度】 R2年12月3日	次のいずれかに該当する、推薦日において過去10年以上当該農地で農業を営む45歳以上の者 ① 農業経営等に関連し創意工夫を行い、経営上投下資本、労力に対する効率の高い経営を行う者 ② 農家の生活改善でその効果顕著な者 ③ その他、農業経営等につき特に優秀と認められる者		14 鶴野 美代子 15 下田 眞平 16 本橋 英次 17 保谷 芳郎 18 尾林 晃 19 新田 昭夫	20 大谷 富夫 21 保谷 雅治 22 下田 幸男 23 矢ヶ崎 登代治 24 櫻井 正行 25 野口 長太郎	26 海老澤 一裕 27 蓮見 直行 28 高橋 雅則 29 柏木 勝 30 下田 秀機 01 野口 勝之	02 中野 芳雄(案)

令和 2 年 1 0 月 1 5 日

北多摩地区農業委員会連合会
各市農業委員会会長 様

北多摩地区農業委員会連合会
会 長 松 村 俊 夫

令和 2 年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の
推薦について（依頼）

秋冷の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会の事業推進に当たりましてはご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、本年度も別添表彰規定に基づき実施いたしますので、下記のとおり表彰候補者をご推薦くださいますようお願いいたします。

記

- 1 推薦期限 令和 2 年 1 2 月 1 日（火）
- 2 推薦人数 1 名（なお、すでに本会及び東京都農業会議の表彰を受けた方は除きます。）
- 3 提出書類 推薦調書 1 部（別紙様式）
- 4 提出先 北多摩地区農業委員会連合会会長市事務局
（清瀬市農業委員会事務局）
- 5 その他 本件の表彰式並びに記念講演は、令和 3 年 2 月 8 日（月）に清瀬市健康センター 2 階会議室で開催する予定です。

提出・問合せ

清瀬市農業委員会事務局

電話 0 4 2 - 4 9 2 - 5 1 1 1

（内線 2 4 2）

FAX 0 4 2 - 4 9 2 - 2 4 1 5

担当 中野・矢吹

北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰規定

昭和38年制定

昭和60年11月12日改正

平成15年10月23日改正

平成18年10月13日改正

(目的)

第1 北多摩地区の農業は、東京農業の中心的役割を果たしており、企業的農業経営を目指す農業経営者が多い。

各農業委員会は農業会議と連携し、特に企業的農業経営への途を探求し調査しているが、本連合会も事業の一環として、管内における優秀農業経営者等を表彰し、もって他の模範とするとともに農業経営の振興と近代化を図ることを目的とする。

(表彰対象者、要件)

第2 表彰対象者と要件は次に定めるとおりとする。

(1) 表彰対象者

ア 原則として個人を対象とする

イ 農業経営を行う者で、その範囲は別表のとおりとする

(2) 表彰要件

次の各号のいずれかに該当する、推薦日において過去10年以上当該農地で農業を営む45歳以上の者

ア 農業経営等に関連し創意工夫を行い、経営上投下資本、労力に対する効率の高い経営を行う者

イ 農家の生活改善でその効果顕著な者

ウ その他、農業経営等につき特に優秀と認める者

(推薦)

第3 推薦母体は農業委員会とし、推薦書に別に定める様式による優秀農業経営者表彰調書を付し、所定の期日までに本会事務局へ提出するものとする。

(審査)

第4 審査は理事会で行い、表彰者を決定する。また、必要に応じて実地調査を行う。

2 表彰者は本会の性格上、一市に偏することのないよう配慮するものとする。